

More Jobs Better Lives 公益財団法人

2022 年度 社会起業家留学生奨学金事業

募集要項

～外国人私費留学生対象～

本財団は、人材育成、仕事創造、雇用創出の分野で支援を行い、世界中に仕事を創り、開発途上にある海外の国や地域の生活水準の向上に寄与することを目的として活動を行っています。

More Jobs Better Lives 公益財団法人

担当：奨学生事務局

E-mail: [obo@mjblfoundation.org](mailto:obo@mjblfoundation.org)

HP : [mjblfoundation.org](http://mjblfoundation.org)

～はじめに～

本奨学金制度の目的は、以下の通りです。

- ① これまでの就学や研究を活かし、開発途上国の生活水準の向上に寄与する人材の育成
- ② 発展途上地域の課題解決を目指すビジネスリーダーの育成
- ③ 雇用機会を創出するために優れたリーダーシップを発揮する人材の育成
- ④ 基本的人間ニーズを満たすだけでなく、対象地域に適した方法を用いて、地球環境に配慮し、社会課題に対する創造的な解決策を立案および実践する人材の育成
- ⑤ 国籍、性別、信条に関係なく、アイデア、ソリューション、知識を共有し、MJBL ネットワークに参加し、プラットフォームを構築できる人材の育成

## 1. 応募資格

下記の項目にすべて該当する者とする。

### (1) 必須条件

- ・出身国またはその他の開発途上にある海外の国や地域を拠点または対象にしたソーシャルビジネス（①～④のいずれかに該当する事業をいう。）を法人経営者または個人事業主として行なっている者
- ・日本国内の大学もしくは大学院に在籍している者

### (2) 学部・研究分野／人物像（いずれかに該当する者）

- ・ 開発途上にある海外の国や地域の農業に関連する雇用、起業、事業開発、経営、マーケティング、地域コミュニティ、行政制度等に関する就学や研究を行っている者
- ・ 開発途上にある海外の国や地域の社会問題に関する就学や研究を行っている者
- ・ 開発途上にある海外の国や地域の生活水準の向上に関心のある者

### (3) 「国籍」と「ビザ」

※①の国籍の方以外の応募は受け付けておりませんので、応募前によく読んでください。

①アフガニスタン、アンゴラ、バングラデシュ、ベナン、ブータン、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、カンボジア、中央アフリカ共和国、チャド、コモロス、コンゴ民主共和国、ジブチ、エリトリア、エチオピア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ共和国、ハイチ、キリバス共和国、ラオス、レソト、リベリア、マダガスカル、マラウイ、マリ、モリタニア、モザンビーク、ミャンマー、ネパール、ニジェール、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、シエラレオネ、ソロモン諸島、ソマリア、南スーダン、スーダン、タンザニア、東ティモール、トーゴ、ツバル、ウガンダ、イエメン、ザンビアから来日し、文部科学省所轄大学の学部又は大学院に在籍する当該国の国籍を有する私費留学生

※日本国籍を有する者、研究生を除く

※経済協力開発機構の開発援助委員会が作成する開発途上国（DAC リスト）内

「後発開発途上国」にあたる

② 2023年4月時点で、在留資格「留学：College student」を有する者

※「永住権」を有する者も含む

(4) 在籍学年・課程

2023年4月時点で、日本国内の大学1・2・3・4年、または日本国内の修士課程/博士課程の1・2年に在籍／在籍予定の外国人私費留学生（正規生に限ります）。

※交換留学生・国費留学生その他学費免除の対象となる留学生は応募できません。

(5) 年齢

2023年4月時点の年齢：学士課程は満30歳以下、修士／博士課程は満35歳以下の者

(6) 学業・健康

① 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者

② 日本での留学や将来の研究・経験を活かして、自国の発展に貢献する意欲のある者

③ 留学の目的又は計画が明確で、修学の効果が期待できる者

(7) その他

① 正社員として就労していない者

② 経済的支援を必要とする者

③ 東京都内にて年2回程度開催される奨学生交流会に参加できる者

## 2. 奨学金

(1) 支給額

学部学生（学士課程） . . . . . 月額 100,000 円

大学院生（修士・博士課程） . . . . . 月額 120,000 円

※奨学金の返還を要しません。

(2) 支給期間

開始：2023年4月から支給開始予定

終了：学部学生 2023年4月から在籍している学部の修了月まで

大学院生 2023年4月から在籍している大学院の修了月まで

※交換留学・留年の場合は支給停止になります。

(3) 支給方法

1ヶ月に一度、1ヶ月分を本人名義の口座に振り込む

(4) 奨学生の義務

◇毎月期限内にレポートの提出

・レポートは研究内容の紹介など500字程度

◇交流会の参加（入団式、卒団式を含む）

・国際理解と親善に関心を持ち、年2回開催予定の交流会への参加

・交流会は、主に東京で開催、交通費支給

◇年度末(進級時)に成績表の提出

または、指導教官が作成した研究等の実績が分かるレポートの提出  
(指導教官による評価票等)

◇事務局との連絡

奨学金受給期間に1ヶ月以上日本国内を離れる場合は、出国1週間前までに事務局  
への通知・報告

### 3. 応募方法

(1) 応募期間

2022年9月20日(火)～2022年10月31日(月)

※2022年10月31日必着

※応募状況により、締切りが前後する可能性がありますので、  
早めの応募を推奨します。

(2) 募集人数

若干名

(3) 応募手続きについて

①応募用紙をダウンロードする

※ホームページアドレス：<https://mjblfoundation.org/involved/>

②「メールで提出する書類」一式を以下に記載のメールアドレス宛に提出する

③「郵送で提出する書類」一式を以下に記載の住所宛に提出する

《応募書類チェックリスト》

＜メールで提出する書類＞

- 申込書
- 合格通知  
(予定進学先の合格通知をまだもらっていない場合や、現在在籍中の場合は提出不要)
- 在留カード（表と裏両面）
- パスポート（顔写真のあるページ）
- 家賃を明記した賃貸契約書（寮の場合、寮費証明、もしくは領収書、ルームシェア等複数名で住んでいる場合、自分の負担分を明記）
- 経営している会社の登記簿謄本もしくはそれに該当するもの
- 自身の事業モデルを解説する PPT 資料
- 自身の事業の事業計画書、収支計画書、3 カ年計画書

※以下は、ある場合のみ提出してください

- 日本留学試験の成績通知書
- 日本語能力試験 1 級（N1）の成績証明書

**提出先メールアドレス：obo@mjb foundation.org**

---

＜郵送で提出する書類＞

- 申込書のコピー
- 推薦状（捺印、厳封）
- カラー証明写真 2 枚（5 cm×3.5cm、正面脱帽無背景、3 ヶ月以内撮影）
- 在学証明の原本（現在在籍中の学校の「在学証明書」/「在籍証明書」の原本）
- 成績証明書の原本  
(直近 1 年間（2 学期分）の成績が記載されているもの、1 年生の場合、前期分のみ提出)

**郵送先住所：〒141-0022 東京都品川区東五反田 1-11-15 電波ビル 6F**

**More Jobs Better Lives 公益財団法人 事務局宛**

#### 4. 選考

(1) 書類選考 1 1月上旬予定

面接 1 2月上旬予定 (※日本国内の交通費支給)

※使用言語は日本語です

結果発表 1月下旬予定

※ 面接は、来場面接の予定。

ただし、状況に応じてオンライン面接に変更の可能性有。

※ 選考結果は、応募者全員にEメールにて通知いたします。

合格者は 2023年2月28日(火) までに奨学金を受入又は辞退する返事が  
必要です。

※ 可否に関する電話等による問い合わせには、一切応じません。

(2) 合格者

交流会は4月上旬開催予定、参加必須

#### 5. 他奨学金・二重受給・受給期間中

- ① 弊財団は、他の奨学金合計の月額が10万円を超える重複受給を認めない。  
(貸与型奨学金、学費免除及び一時金は除く)
- ② 弊財団奨学金と他奨学金に同時に合格した場合には、どちらの奨学金を  
受給するかを選択する。
- ③ 弊財団奨学金と同時に規定以上の他奨学金を受給した場合には、直ちに弊財団の  
奨学生資格が取り消され、重複期間中の奨学金を全額返済しなければならない。
- ④ 奨学金受給期間中に日本国内を2ヶ月以上離れる場合、その期間中の奨学金を  
支給しない。

#### 6. 注意事項

弊財団の奨学生に合格後、あるいは弊財団奨学生として採用後、以下に該当する場合、及び奨学生  
としてふさわしくない行為があった場合は、その月をもって奨学金の支給を停止、もしくは  
打ち切りとなる。

<停止>

- ① 留学、休学、もしくは海外留学（交換留学を含む）した場合
- ② 病気その他の理由により修学または研究を継続できない場合

<打ち切り>

- ① 退学した場合
- ② 停学その他の処分を受けたとき
- ③ 提出書類及び届出事項に虚偽があった場合。
- ④ 毎月の奨学生レポートの提出が遅れ、または提出がない場合

- ⑤ 弊財団の交流会に出席がない場合（学業のための欠席、病欠以外は認めません）
- ⑥ 刑事事件、法律や社会秩序に反する行為を行った場合
- ⑦ 財団の名誉を傷つける行為をした場合
- ⑧ 学業成績が不良の場合（留年、または GPA2.3 以下）
- ⑨ 指導教員から修学または研究の継続が不相当とされた場合

以上

## プライバシーポリシー（個人情報保護方針）

More Jobs Better Lives 公益財団法人（以下、当財団という）は、以下のとおり「個人情報保護方針」を定め、個人情報保護の仕組みを構築し、全職員に個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、個人情報の保護を推進致します。

### 1. 法令の遵守

当財団は、個人情報保護に関する法令およびその他の規範を遵守し、個人情報を適正に取り扱います。

### 2. 個人情報の取得

当財団は、個人情報の取得に際してできる限りその利用目的を特定し明示するとともに、適法かつ公正な手段によって取得します。

### 3. 個人情報の利用

当財団は、取得の際に示した利用目的の範囲内で目的の達成に必要な限りにおいて、個人情報を利用します。また、個人情報を職員に取り扱わせる場合もしくは個人情報の取り扱いを第三者に委託する場合には、職員もしくは受託者に対して必要かつ適切な監督を行います。

### 4. 個人情報の管理

当財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、その漏えい・滅失・き損の防止その他安全管理に必要なかつ適切な措置を講じます。

### 5. 個人情報の第三者提供

当財団は、法令等に定める場合を除き、事前に本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供しません。

### 6. 個人情報の開示・訂正等・利用停止等

当財団は、本人から個人情報の開示もしくは訂正・追加・削除および利用停止・消去の申し出があった場合には、本人確認等必要な調査を行った上で速やかに対応します。

### 7. 個人情報の管理体制

当財団は、個人情報を適正に取り扱うための管理体制を構築し、個人情報を安全かつ適切に管理するとともに、職員の啓発や適切かつ迅速な苦情処理等の個人情報保護の推進に努めます。

2020年2月5日

More Jobs Better Lives 公益財団法人